

声 明

宮崎生存権裁判・宮崎地裁判決について

2023（令和5）年2月10日

宮崎生存権裁判原告団

宮崎生存権裁判弁護団

本日、宮崎地方裁判所第1民事部（小島清二裁判長）は、宮崎生存権裁判において、生活保護基準引下げ処分を取り消せという原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本裁判は、2014年9月に宮崎市内の生活保護利用者4名（提訴時）が、宮崎市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めて提訴した裁判である。

全国30地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決に続き5件目である。

本判決では、いわゆる「ゆがみ調整」については、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用はないとしたが、「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成20年を起点としたこと、生活扶助相当CPIという独自の計算により、被保護世帯の消費の実態とはかけ離れた物価下落率を算定したことについても、専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行うことが必要であり、これを経ずになされたデフレ調整を行った厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を明らかにした。

私たちは、宮崎市に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上